各位

フタムラ化学株式会社 代表取締役社長 長江 泰雄

公正取引委員会からの排除措置命令および課徴金納付命令について

当社は、平成29年2月21日に浄水施設、ごみ焼却施設等で使用される活性炭の取引に関し、独占禁止法に基づく公正取引委員会による立入検査を受け、以降、同委員会の調査に全面的に協力してまいりました。

本日、当社は、活性炭の取引に関して同委員会から独占禁止法に基づく排除措置命令および課徴金納付命令を受けましたので、お知らせします。

本件に関しまして、お取引先様をはじめとする関係者の皆様には、多大な ご心配をおかけしておりますことを深くお詫び申し上げます。

また、このような事態に至ったことを厳粛に受け止め、法令遵守の徹底に 努め、信頼の回復に努めてまいります。

記

1. 排除措置命令の内容

活性炭の取引に関して、独占禁止法第3条に違反する行為があった として、当社は違反行為を取り止めていることを確認すること、独占 禁止法遵守について自社の従業員に周知徹底すること等の措置を命 じられました。

課徴金納付命令の内容
納付すべき課徴金の額
3,210 万円

3. 今後の対応

立入検査後、社外の専門家を招き講習会を実施する等、再発防止 策の実施に取り組んでおります。今後もこれをさらに定着させ、コン プライアンス体制の一層の強化に努めてまいります。

以上